

学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

本校の教育方針は、校訓「自主・創造・勤勉」を具現化し、社会に貢献できる心豊かで自立した人間を育成することである。この方針のもと、次の4つを教育目標として日々の教育活動を展開している。

- ① まず、命を大切にでき、日常生活の基礎・基本を備えた人間を育む。
- ② 的確に判断し、自主的・主体的に行動できる人間を育む。
- ③ 自己と同様に他を思いやり、尊重しあって生きることができる人間を育む。
- ④ 「知徳体」力のバランスがとれ、夢や志の実現に努力できる人間を育む。

これらの目標を達成することによって全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるように、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの認知に積極的に取り組み、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に組織として対応していくための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な方向

本校のこれまでの生徒指導の歴史を礎に、家庭や地域とのつながりをより大切にするとともに、外部専門機関等との連携を密にして、こころ豊かで自立した人づくりの実現のためにも、新しい指導体制のもと一丸となって、いじめ防止に取り組んでいく。

そもそも本校は、過去に生徒指導の問題を抱える生徒が多数在籍し、校内での喫煙や器物損壊が多発し、教員に対しての日常的な暴言はもちろん、時には対教師暴力が発生し、授業の成立が困難な時期があった。

そのような中、荒れ果てた学校を立て直すために、強力なリーダーシップを発揮する校長の下で、新入生が入学時から3年間本校で学び、本校を卒業していくことを第一に据えた生徒指導体制を軸に、新たな取組が開始された。「新規構想委員会」によってディスカバリー・プロジェクトを立ち上げ、茶髪0（ゼロ）宣言にはじまる数多くの取組が開始されたのである。中でも、文部科学省の豊かな体験活動「長期宿泊体験推進校」の指定を受け、地元神崎町（現神河町大畑）の廃屋を借り受け、廃屋の改修整備や農作物の栽培を行う「神崎ディスカバリー村」の取組によって、本校は目を見張るような大きな変化を遂げた。

このように歴代の校長をはじめ教職員の献身的な取り組みにより「地域に愛される学校」となっており、加えて、現在では、地域の運動会、夏祭りや、小学校・中学校をはじめ町内の多くの民間団体等との交流の場面での、生徒会やボランティア部等の生徒たちの積極的な地域貢献活動が好評価され、年を追う毎に地域と本校との絆が太くなっている。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見につなげていくためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針を明示し、いじめの未然防止、早期発見に向けた取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修、年間の指導計画等を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いがある情報を認知した場合の組織的対応におけるいじめの事実確認と早期解決に向けた情報の収集、共有及び連携のあり方について別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」であり、その状況判断についてはいじめを受けている生徒の立場に立つて行う。具体的には、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、SNSにより人権に係わるような誹謗・中傷を受けた場合などが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼され、地域に愛される高校をめざしている本校は、これまでも生徒や学校に関する様々な情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、家庭や地域とともに取り組む必要があることから、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止の取組の実効性を高めるため、学校の基本方針については、実情に即しているかを「いじめ対策委員会」が中心となり、点検・評価し、必要に応じて見直していく。その際、生徒がいじめの傍観者ではなく、仲裁者として豊かな人間性が育めるような集団づくりが行えるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、学校評価も活用しつつ、積極的に保護者や地域、専門家からの意見を聴取し、取り入れていく。

I 校内指導体制及び関係機関

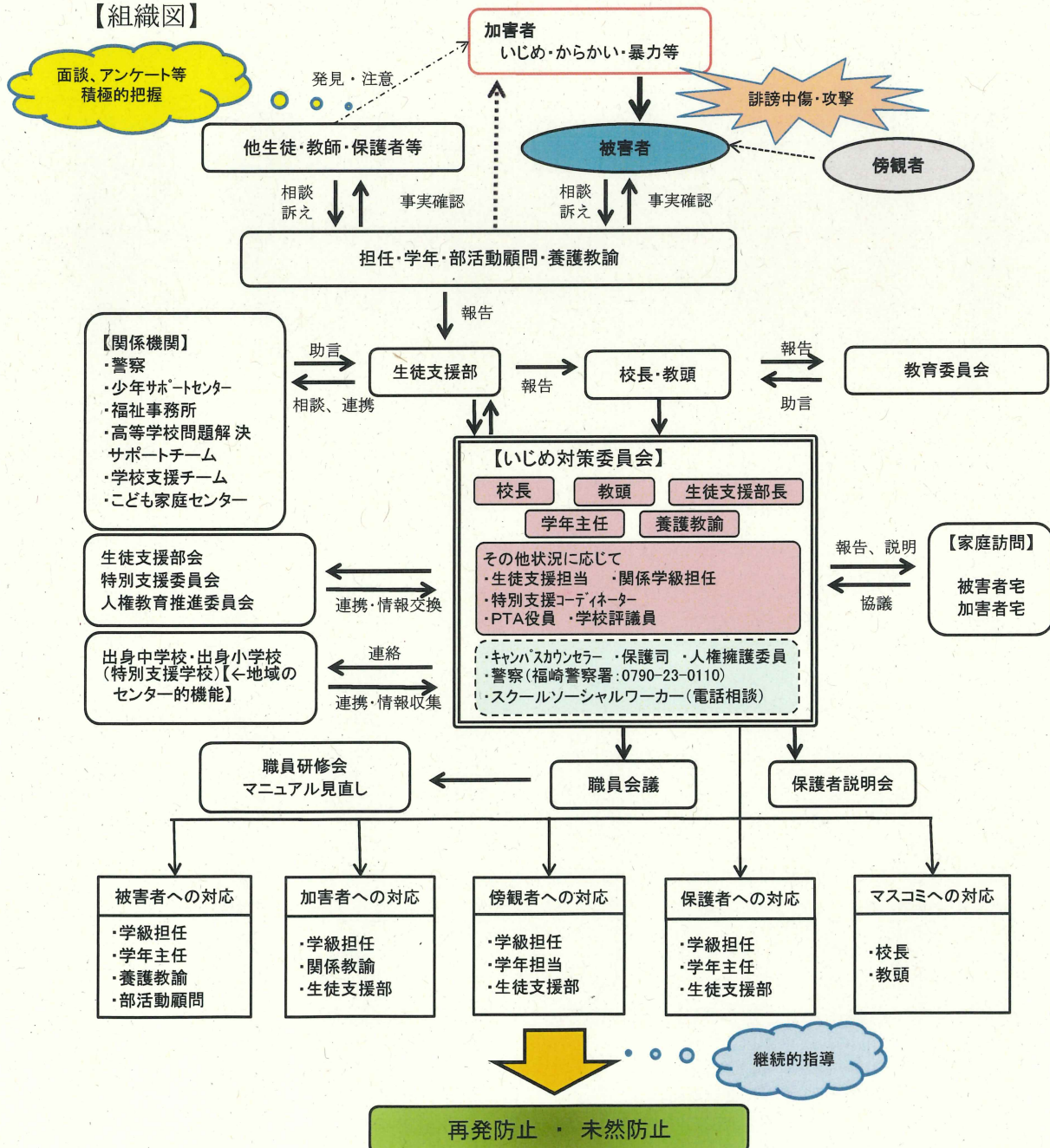
いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。

*** 対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成29年8月改訂)を参照**

いじめ対策委員会について

- 校長、教頭及び生徒支援部長を中心に、学年主任、養護教諭で編成する。
(事案の状況に応じて、関係職員及びキャンパスカウンセラー、学校評議員、警察などを入れてメンバーは適宜編成する)
- 特別支援委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別的教育支援計画を立てることもある。

【組織図】



温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。

いじめ早期発見のチェックリスト

別紙2

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る
- ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- ☐ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- ☐ 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ とくとき涙ぐんでいる
- ☐ 周囲が何となくざわついている
- ☐ 発言を強要され、突然個人名が出される
- ☐ にやにや、にだにだしている

◎ 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 決められた座席と違う場所に座っている
- ☐ 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ ひどいアダ名で呼ばれる
- ☐ 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎ 昼食時

- ☐ 好きな物を他の生徒にあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 弁当を一人で食べることが多い
- ☐ 他の生徒の机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ 笑顔がなく、黙って食べている

◎ 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 目の前にゴミを捨てられる
- ☐ 一人で離れて掃除をしている
- ☐ 掃除をさぼることが多くなる

◎ その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- ☐ 顔や手足にすり傷やあざがある
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている生徒

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- ☐ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- ☐ 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- ☐ 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- ☐ 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- ☐ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- ☐ 教師が近づくと、集団が不自然に分散する